

江府町小規模発電設備等導入推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江府町小規模発電設備等導入推進補助金(以下「本補助金」という。)の交付に関し、江府町補助金等交付規則(昭和 38 年規則第 13 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の住宅(店舗及び事務所等と兼用しているものを含む。以下同じ。)に小規模発電設備等を導入する者に対して支援を行うことにより、小規模発電設備等の導入を推進し、分散型のエネルギー供給構造の構築及び地球温暖化対策に貢献すること並びに町内における太陽光発電関連産業等を振興することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 前条の目的の達成に資するため、町内の住宅に別表に掲げる事業を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、別表の第3欄に定める額とし、本補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。
- 3 補助対象とする事業は、交付申請を行う年度(以下「当該年度」という。)の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に交付の決定がなされ、かつ年度内に完了する事業とする。
- 4 本補助金の交付を受けることができる者は、本町の税金を滞納していない者とする。
- 5 本補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、江府町小規模企業振興基本条例(令和 3 年江府町条例第 21 号)の趣旨を踏まえ、本補助事業の実施にあたっては、町内事業者への発注に努めなければならない。ただし、町内事業者への発注が困難な場合であって、あらかじめ町内事業者以外の者に発注することについて町長が認めた場合を除く。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請をしようとする者は、次の各号に掲げるとおり、事業を着手する前に補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電導入事業の補助金交付申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (一) 太陽光発電システム(以下「太陽光システム」という。)の設置予定箇所の位置図
 - (二) 太陽光システムの設置工事着手前の写真
 - (三) 太陽光システムの仕様等を確認することができる書類
 - (四) 太陽光システムの概要書及び経費内訳書(別紙1)
 - (五) 誓約書兼同意書(様式第3号)
 - (六) 江府町の税金を滞納していないこと証する書類
 - (七) その他、町長が特に必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第5条 町は、前条第1項に規定する交付申請を受理した場合は、受理した日から 30 日以内に内容を審査し、適当と認めるときは本補助金の交付を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により交付決定をしたときは、江府町小規模発電設備等導入推進補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該補助金交付決定者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の交付決定に際して、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するために必要であるときは、条件を付すことができる。

(実績報告及び補助金の請求)

第6条 申請者は、補助事業等が完了した日から起算して 30 日以内又は当該年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、規則第18条に規定する補助事業等実績報告書を次の各号に掲げるとおり町長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電導入事業に係る実績報告書(様式第5号)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (一) 契約書の写し
 - (二) 太陽光システムの設置に要する経費に係る領収書の写し及び内訳書
 - (三) 太陽光システムの概要書の写し
 - (四) 太陽光システム設置後の写真
 - (五) 発注及び施工事業者報告書(別紙2)
 - (六) 電力受給契約書の写し(該当者のみ)
 - (七) その他、町長が特に必要と認める書類
- (2) 申請者が当該補助事業に係る仕入控除税額を報告する必要がある場合、江府町小規模発電設備等導入推進事業補助金仕入控除税額報告書(別紙5)に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (一) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類(別紙6)
 - (二) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - (三) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表の写し
 - (四) その他、町長が特に必要と認める書類
- 2 町長は、前項に規定する実績報告書が提出された場合は、内容を速やかに審査し、相当と認めた場合は、江府町小規模発電設備等導入推進補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。
- 3 申請者は、前項の規定による確定通知を受けた者は、江府町小規模発電設備等導入推進補助金交付請求書(様式第8号)により町長に補助金の交付請求を提出するものとする。
- 4 町長は、前項の規定により補助金の交付を請求された場合は、請求書を受け取ってから30日以内に交付額を支払うものとする。

(財産処分の制限)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするとき、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 本補助金の使途が不相当と認められるとき

(補助金の返還)

第9条 町長は前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消にかかわる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力の要請)

第10条 町長は、本補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて次に掲げる事項について協力の要請を行うことができる。

- (1) 補助対象設備の使用状況の調査
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

1 対象事業		2 事業実施主体	3 1件当たりの補助金額
事業名	内容		
1 太陽光発電導入事業	太陽光システム 次のいずれの要件も満たすもの。 (1)設置前において使用に供されていないこと。 (2)1件当たりの太陽電池の最大出力の合計値(以下単に「最大出力」という。)が10kW未満の太陽光システムで、日本産業規格、IEC等の国際規格に適合しているもの。	次のいずれの要件も満たす者 (1)町内の住宅に左欄の太陽光システムを導入する者。 (2)電力会社等と電力需給契約を締結している者又は締結予定の者。ただし、太陽光システムで発電した電気を全量自家消費するため、電力需給契約を締結しない場合はこの限りではない。	1.0kW 当たり 36 千円、かつ、1 件当たり 180 千円(事業所等(住居と兼用していないもの。自治公民館等を含む。)に設置する場合は 360 千円)を限度とする。ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。 (1)事業実施主体と同一の代表者又は資本関係がある事業者(以下「事業実施主体と同一とみなせる事業者」という。)への発注に要する経費 (2)仕入控除税額

1. 集合住宅にあつては、1戸を1件(共有部分にのみ係る場合は共有部分を1件)として取り扱う

江府町長 様

申請者

住 所

氏 名

江府町小規模発電設備等導入推進補助金交付申請書(太陽光発電設備)

年度江府町小規模発電設備等導入推進補助金の交付を受けたいので、江府町小規模発電設備等導入推進補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. システムの設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ <input type="checkbox"/> その他(江府町)
2. 設置建物の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他()
3. 工事着手予定日	年 月 日
4. 工事完了予定日	年 月 日
5. 太陽電池の最大出力	kw
6. 補助金交付申請額	円
7. 委託(施工)事業者	事業者名 住所

【添付書類】

- (1) 太陽光システムの設置予定箇所の位置図
- (2) 太陽光システムの設置工事着手前の写真
- (3) 太陽光システムの仕様等を確認することができる書類
- (4) 太陽光システムの概要書及び経費内訳書(別紙1)
- (5) 誓約書兼同意書(様式第3号)
- (6) 江府町の税金を滞納していないことを証する書類
- (7) その他、町長が特に必要と認める書類

年 月 日

江府町長 様

申請者 住所
氏名

誓約書兼同意書

私は、江府町小規模発電設備等導入推進補助金の交付申請を行うにあたり、以下の件について誓約するとともに、要綱に定める必要な事項について江府町が調査することについて同意します。

- 1 私は、江府町の税金を滞納していません。
- 2 対象設備が新築のために住所を有しない場合は、完成後速やかに転入手続きを行います。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号から第5号までに規定する暴力団の構成員ではありません。
- 4 偽りその他不正な行為を行った場合は、補助金を返還します。

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

江府町長

江府町小規模発電設備等導入推進補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度江府町小規模発電設備等導入推進補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 _____ 円

江府町長 様

申請者
住 所
氏 名

江府町小規模発電設備等導入推進補助金実績報告書(太陽光発電設備)

年 月 日付 第 号で補助金交付決定を受けた 年度江府町小規模発電設備等導入推進補助金について、下記のとおり報告します。

記

補助金の名称	江府町小規模発電設備等導入推進補助金	
交 付 決 定	算定基準額	交付決定額
	円	円
実 績	円	円
差 引	円	円

【添付書類】

- (1) 契約書の写し
- (2) 太陽光システムの設置に要する経費に係る領収書の写し及び内訳書
- (3) 太陽光システムの概要書の写し
- (4) 太陽光システム設置後の写真
- (5) 発注及び施工事業者報告書(別紙2)
- (6) 電力受給契約書の写し(該当者のみ)
- (7) その他、町長が特に必要と認める書類

様式第7号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

江府町長

江府町小規模発電設備等導入推進補助金確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した 年度江府町小規模発電設備等導入推進補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金交付決定額 _____ 円

様式第 8 号(第 6 条関係)

年 月 日

江府町長 様

申請者
住 所
氏 名

江府町小規模発電設備等導入推進補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定を受けた 年度江府町小規模発電設備
等導入推進補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 _____ 円

(別紙1)

太陽光発電設備の概要書及び経費内訳書

1. 設置概要

項 目		内 容
太陽電池 モジュール	製造者名(メーカー名)	
	型式名	
	公称最大出力	kw
インバータ等	製造者名(メーカー名)	
	型式名	
	定格出力	

2. 経費内訳

項 目	金 額	備 考
①太陽電池モジュール	円	
②付属機器小計	円	※付属機器には、架台、インバータ・保護装置、その他付属機器を含む。
③設置工事費	円	
④小計(消費税抜き)	円	①+②+③
⑤消費税及び地方消費税	円	④×消費税率
⑥合計金額	円	④+⑤
⑦その他の収入	円	町以外の補助金がある場合記入。

(別紙2)

年 月 日

江府町長 様

太陽光発電設備 施工報告書

1. 施 工 場 所
2. 施 工 主
3. 施 工 完 了 日
4. 施工したシステムのメーカー名
5. 発注事業者名
所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印
電 話 番 号
6. 発注事業者の県内支店等((5)の所在地が県内である場合は記載不要)
所 在 地
支店等の名称
支店等の代表者氏名 印
電 話 番 号
7. 施工事業者名
所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印
電 話 番 号
施工責任者氏名
施工IDを持つメーカーの名称
施 工 ID 番 号
8. 施工事業者の県内支店等((7)の所在地が県内である場合は記載不要)
所 在 地
支店等の名称
支店等の代表者氏名 印
電 話 番 号
施工責任者氏名
施工IDを持つメーカーの名称
施 工 ID 番 号

以上の事業者へ発注し、施工したことに相違ありません。

施工主氏名

(別紙5)

年 月 日

江府町長 様

申請者
住 所 江府町大字
氏 名

印

江府町小規模発電設備等導入推進事業補助金仕入控除税額報告書
【 太陽光発電設備 】

年 月 日付 第 号で補助金交付決定を受けた 年度江府町小規模発電設備等導入推進補助金について、仕入控除税額が確定したので、江府町小規模発電設備等導入推進補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

【添付書類】

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算内訳等を記載した書類(別紙6)
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表の写し
- (4) その他、町長が特に必要と認める書類

(別紙6)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名 江府町小規模発電設備等導入推進事業補助金
【 太陽光発電設備 】

5 補助金額 金 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1)補助対象経費(補助金の用途)の内訳

区分	課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 上対応分	共通対応 分		
経費の内訳					

(2)課税売上割合 %

(3)補助金に係る仕入控除税額の計算方法